

県域1農業共済組合(特定組合)の設立の基本的事項について



第22回「高知の農村」写真コンテスト佳作
棚田の情景 山西典夫(香南市)

高知県農業共済特定組合設立推進協議会

平成24年5月

はじめに

設立推進協議会では、平成22年6月に策定した県域1農業共済組合構想の実現に向けて、1県1組合化を推進する国の指導の下に、設立にあたっての基本的事項について審議を重ねてきました。これまでに8回の設立推進協議会を開催するとともに、各組合の役員の方々にもその内容や議事についてご報告をし、ご意見もいただきながら、慎重に取り組んできたところです。

その結果、ほとんどの基本的事項で方向性が得られた一方、一部には審議を継続している事項も残っています。このパンフレットは、その概要についての要約版として作成をしたものです。

これまでの経緯

○農業共済組合を取り巻く状況

近年、農業者の減少と高齢化が急速に進み、農業共済組合の事業量も下降の一途をたどっています。今後とも、共済資源の減少が見込まれるとともに、運営のために必要な収入の確保にも難しい状況が続くことが予想されています。

このままにしておくと、農業共済組合の経営の健全性が損なわれ、ひいては組合員サービスにも支障をきたすこととなります。

①共済資源の減少

平成20年から平成30年の10年間で農業者(組合員数)は2割の減少、共済資源は2～3割の減少が見込まれています。

②国事務費負担金の減少(国の財政悪化等)

国事務費負担金が毎年度3%減少するとの推計予測を行いました。実際には予測の2倍のスピードで減少が進んでいます。平成18年から平成23年の5年間では、5組合合計で約1億円(2割)減少しています。(6ページを参照)

③国事務費負担金の減少(合併割)

国事務費負担金の19%を占める合併割は、これまで郡域を超える組合に加算されてきましたが、今後は現在の合併割の加算が段階的に減らされ、県域での合併を行った組合に加算される方向にあります。

④建物共済の加入資格

国は建物共済の加入資格のうち「農業を営む者」について、「出荷や販売を行わず、自家消費目的のものは、農業を営むに該当しない。」との解釈を示しており、今後、資格者の減少が想定されます。

○新たな組織再編構想の策定

農業共済組合が将来にわたっても農業共済制度を維持・向上させるために、組織再編計画検討会議(安芸地区、香美郡、土佐、中央、四万十の各農業共済組合長、連合会参事、参事会長、職員協議会長、農協中央会組織整備部長、県の関係課長で構成)において、平成22年6月に県域1農業共済組合(特定組合)構想を策定し、併せて、現在の6事業所体制で運営することを決定しました。

○県域1農業共済組合(特定組合)構想

県域1農業共済組合(特定組合)構想とは、県内にある5農業共済組合が合併をして1組合となり、連合会を承継することによって、県域の人材や資金などの全ての経営資源を有効に活用しながら、経営基盤を強化し、組合員サービスの維持・向上を目指そうとするものです。

なお、連合会を承継した県域1農業共済組合のことを、農業災害補償法では、「特定組合」と呼びます。

○国からの指導について

平成22年11月には、国から農業共済団体と都道府県に対して「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」が、指導文書として通知され、より一層合理的で効率的な制度運営や農家の負担軽減などを果たすために、1県1組合化への移行を基本方針として推進することが示されました。

これにより、全国の農業共済団体には、1県1組合化に向けての取り組みが求められることとなりました。(6ページを参照)

○高知県農業共済特定組合設立推進協議会

県域1農業共済組合(特定組合)の設立に向けては、数多くの課題があることから、設立推進協議会(各農業共済組合長、連合会参事、職員協議会長、高知県協同組合指導課長で構成)を設置して、共に状況を確認し、目指す特定組合のかたちを話し合いながら、課題を一つ一つ解決する努力を重ねてきました。併せて、関係者への啓発活動にも取り組んでいます。

基本的事項について

1 全般

●県域1農業共済組合(特定組合)の名称と運営

： 高知県農業共済組合を組合名とし、安芸・香美・土佐・中央・高幡・幡多の6支所で運営します。

●合併の方式

： 新設の対等合併とします。また、県域1組合を設立した後、高知県農業共済組合連合会が新組合に承継されます。

●職員の引き継ぎ

： 合併前日に在籍する全職員を引き継ぐこととします。

2 組織体制

●総代数

： 総代は組合員数300人に1人とし、組合員総数約3万9千人に対して、132人とします。選挙区については6つの支所の区域とします。

安芸	香美	土佐	中央	高幡	幡多	計
12	21	29	25	25	20	132

●基礎組織

： 共済連絡員、損害評価員については、現状の定数を引き継ぐこととします。

また、総代、共済連絡員、損害評価員、損害評価会委員の日当の単価については、半日当4,000円、1日当6,000円を基本として適切な額を支給します。

●支所運営協議会

： 地域の声を事業運営に反映させるために、各支所に支所運営協議会を設置し、旧組合管内の意見集約を行います。

●コンプライアンス態勢の確立

： 組合長直属の監査室において、法令遵守、公益通報、個人情報保護、内部監査、不祥事対応、監査業務等に対応し、公共的団体としてコンプライアンス態勢の確立に努めます。

3 職員処遇

●職員給与

： 職員給与については、現在の基本給を保障するとともに、組合間の給与格差については段階的に解消をしていきます。

●退職給与金

： 退職給与金については、勤務年数を新旧組合で通算し、新組合の支給率で支給します。

●福利厚生

： 福利厚生については、全職員の意向調査により優先順位を付けた上で、あらためて決定します。

●職員採用

： 将来、職員採用を行う場合には、本所において一括採用試験を行い、意欲と能力の高い人材を確保します。

4 財務等

： 予算は本所一括計上とし、支所には業務上必要な小払資金を確保します。

経営計画や経費削減計画については、国からの事務費負担金の削減など不確定要素も多いことから、年度ごとに検証し見直しを行っていきます。

5 事業

●水稲共済の掛金率の設定

： 水稲共済の掛金率については、地域間の被害率の格差が大きいことから、県域を1つの区域とせず、支所の区域ごとに設定します。

●損害評価

： 損害評価会委員については、評価区域の広域化に伴い、例えば農作物共済(水稲共済)では、134人を30人に減らすとともに、実測による評価を基本とした体制に切り替えることにより、評価眼の統一を図ります。

●損害防止事業

： 損害防止事業では、現在の事業を引き継ぐことを原則に、財政状況とのバランスの中で、有効なものについては他の支所にも広げて県域で平準化していきます。

6 電算システム

： 共済情報を新組合に一元化する必要があることから、NOSAIシステムの更新を行います。

7 設立までの遵守事項

： 固定資産の取得・処分や引当金の取り崩しの凍結、職員の新規採用の制限、臨時昇給の禁止、単年度黒字の達成などを遵守事項としています。

8 設立の時期

： 目標とする新組合の設立日については、期日を設定し、その期日に向けて5組合が足並みを揃えることとしました。その結果、平成26年4月を設立目標日とし、共に取り組みを推進することについて、5組合の組合長をはじめ、全ての委員の賛同が得られたことから、推進協議会としての決定事項となりました。

審議を一部継続中の事項について

●理事数、監事数等

： 理事については、各支所均等割の定数に組合員数を加味し、併せて、女性枠を確保することで最終調整を図っています。常勤理事は置かず、本所に参事(職員)を置くこととしました。

監事については、県域で3人との意見がある一方、設立当初は3人では不足するのではないかとの意見もあります。

また、役員定年制を採用し、就任時72歳以下とします。

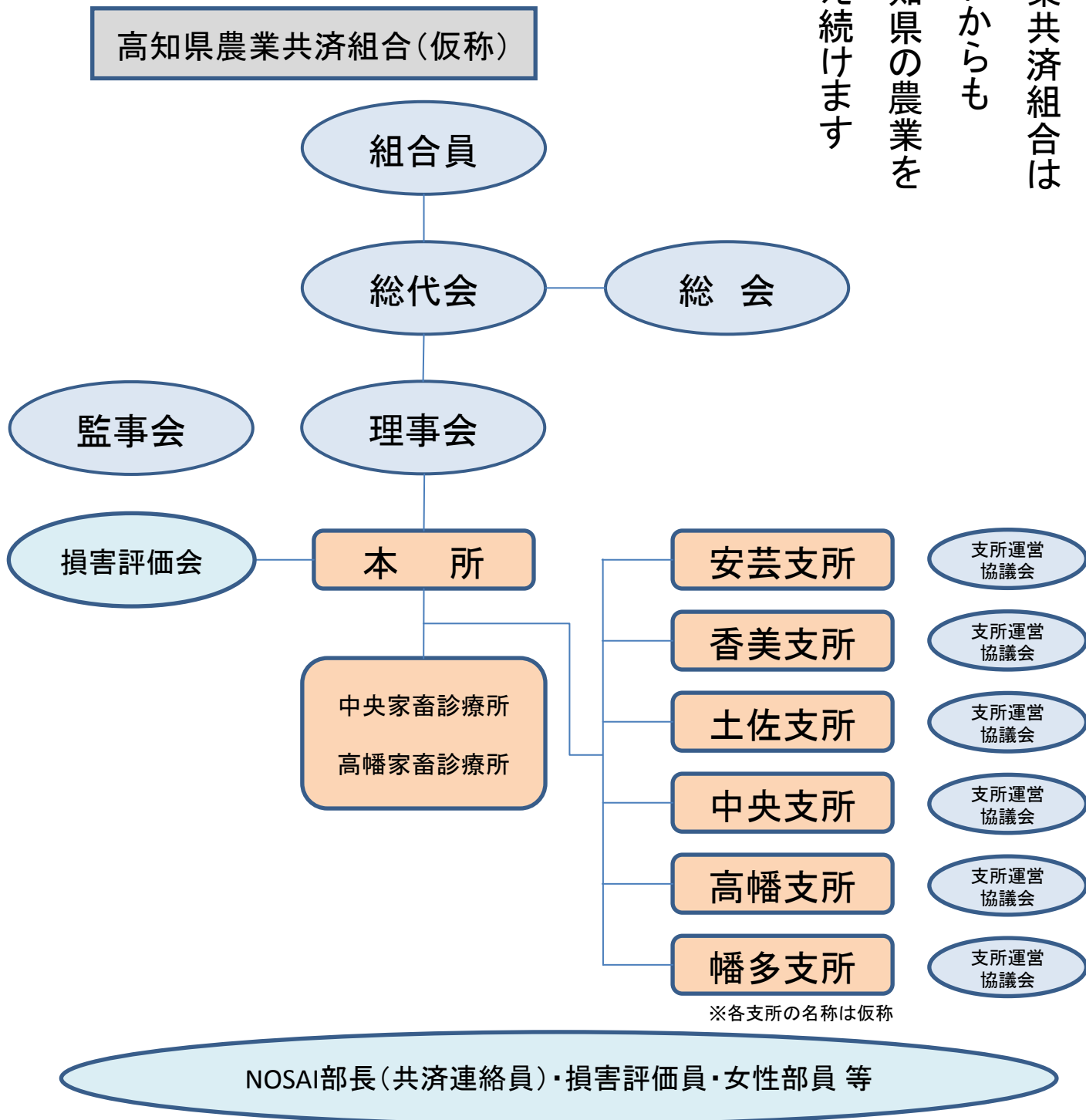
役員報酬の総額については、現在の6割以内に抑制する予定です。

●賦課単価

： 新組合設立後一定期間は旧組合の賦課単価を引き継ぐこととし、その後に賦課単価の統一を行う予定ですが、その期間の長さや単価の統一にあたっての方向性等について最終調整を図っています。

○県域1農業共済組合(特定組合)の組織図

農業共済組合は
これからも
高知県の農業を
支え続けます



※通常は総会に代わる総代会により運営を行っていますが、農業災害補償法上、総会は必置機関となっています。

※支所運営協議会は、「総代・NOSAI部長・損害評価員・その他必要なメンバー」を構成員とします。

参 1 全国の取組状況(平成24年4月現在) ※NOSAI全国調

- 1組合化済(6都県)
 県、都、県、福 県、本県、 県
- 1組合化を組織決定し推進協議会で作業中(11府県)
 田県(25年度)、 県(28年度)、山 県(定)、 山県(26年度)、 県(25年度)、
 都府(25年度)、 県(26年度)、香 県(25年度)、
 高知県(26年度:平成24年5月現在)、佐 県(25年度)、大分県(26年度)
- 1組合化を前 に検討中(10府県)
 県(26年度)、福 県(定)、千 県(定)、 県(27年度)、 知県(26年度)、
 大 府(定)、取県(定)、広 県(定)、山 県(25年度)、 県(定)
- 検討中(20道県)
 道、 県、 県、山 県、 県、 県、長 県、 県、新 県、 県、
 重県、 県、 県、 山県、 県(26年度を目途に検討)、 山県、福 県、
 長 県、 県、 県

参 2 国からの事務費負担金の推移(5組合の合計、単位:千円)

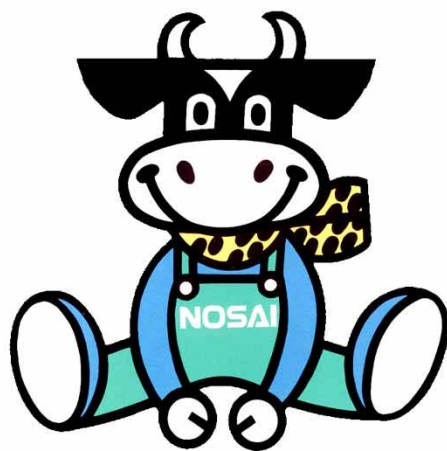
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
515,191	501,483	491,525	477,891	434,387	412,541

参 3 設立推進協議会の委員(8名)

- ・安芸地区農業共済組合 組合長
- ・香美郡農業共済組合 組合長
- ・土佐農業共済組合 組合長
- ・中央農業共済組合 組合長
- ・四万十農業共済組合 組合長
- ・高知県農業共済組合連合会 参事
- ・高知県農業共済職員協議会 会長
- ・高知県農業 部協同組合指導課 課長

参 4 設立推進協議会の開催状況と な決定事項

- 第1回(平成22年9月) 「推進協議会規約」、「 事会の設置」
- 第2回(平成22年11月) 「支所運営協議会の設置」
- 第3回(平成23年2月) 「職員定数」、「設立までの遵守事項」
- 第4回(平成23年7月) 「総代定数」、「予算編成と会計」
- 第5回(平成23年12月) 「損害評価体制」、「組織・機構」、「職員処遇」
- 第6回(平成24年2月) 「退職給付引当金」、「本所、支所の機能分担」
- 第7回(平成24年3月) 「基礎組織の日当、報酬」
- 第8回(平成24年5月) 「目標とする設立日」、「水稻共済の掛金の取 」



平成24年5月

高知県農業共済特定組合設立推進協議会

事務：高知県農業共済組合連合会

所 高知市 10 5

電話 088 822 4346

A 088 822 4349

E-Mail kikaku@nosai-kochi.or.jp

高知県農業 部協同組合指導課

高知市 内1 目7 52

088 821 4803

088 821 4703

162301@ken.pref.kochi.lg.jp